



◎道路視察海外派遣員出發

本會本年度事業に屬する米國道路視察は、這般來視察員の人選中であつたが、一度に三名を選択するのは困難な事情があるので、出發を急いでゐる福島縣土木課長中川幸太郎氏に一と先囑託した。同氏は、本會の囑望を容れて、去る八日横濱出航の大洋丸で出發したが、積年の希望が達せられたので頗る元氣であつた、見送つた田中幹事に法螺を吹いて、餘り人の研究してゐない護謨鋪裝道まで研究して來ると言つてゐたが、そんなものは我國には必要がないと言はれて、イヤ夫れ位な覺悟で人の知らない所を見てくる積りだと吹いてゐた、滯米四箇月の豫定であるそうだが、

歸途は出来ることなら歐洲の道路を視察するそうだ。大に活動して君が希望してゐる通りの効果を收めて貰ひたい。因に中川氏の外に尙二名の視察員を推薦することに爲つてゐるが、目下幹事會で協議中である。

◎自動車専用道路の主管者と 地下鐵道準據法問題

内務省は大正十五年に自動車道法案を作つて、ときの帝國議會に提出しやうとしたが、鐵道省から横槍を入れて、自動車道と乗合自動車とは分離することの出来ないものであつて、鐵道軌道に匹敵するものだから、此行政に就ては鐵道大臣も參與すべきものだと言ひ出したので、遂に折角の案も兩省の争で提出する運にならなかつた、その後昭和二年四月と十一月の二回に亘つて提案されたが、矢張り鐵道省の抗議で法律は成立せず今日に至つた。

併し自動車の發達に伴つて自然に自動車道の立法を必要とするに至つたので、行政制度審議會に於て兩省權限の争

議を解決することゝ爲つて、去る五月二十一日と六月五日との二回に亘つて、同會の幹事會で審議された。

内務省の主

張する所に依ると、自動車道が発達し出したのは、普通道路に於ては自動車の交通能率を擧ぐることが困難であるから、特別道路を必要とするに至つたので、言

は、普通道路の一變形に過ぎない、夫れは自動車道の發生地伊太利の實際に徴しても明かな所である、従て自動車道



(一) 危ない地下鐵工事

道路の地下に敷設する鐵道は地方鐵道だ、イヤ道路に敷設するから軌道だ、と暇なお役人が権限争をしてあるとき、恰も夫れが行政制度審議會でお捌きを受けてゐる、六月十九日午前九時十分、轟然たる音響を發して上野廣小路の路面が陥没した其の慘狀の一つが是だ。

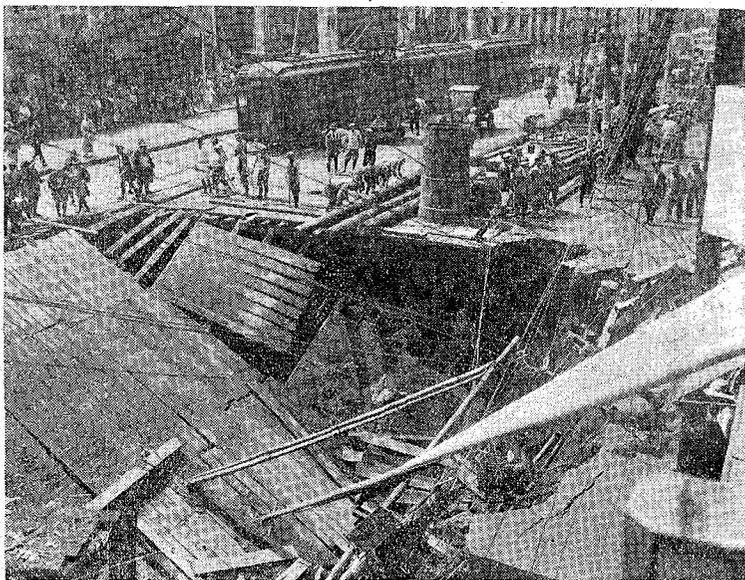
の開設を認むべきや否やと言ふ事は普通道路の交通状態から見て決定せなければならぬ、又自動車道の機能の點から

言つても、

自動車道を通行する自動車は常に普通道路に於て活動するものであるから普通道路と自動車とは一體のものとて規律せなければならぬ、

らぬ、又築造技術の點からしても普通道路と異なるものではない、故に此問題が萬國道路會議に於て論議されたときも

英米兩國が普通道路を改良すること
に依つて自動車道
開設の必要がない
と言ひ、佛伊白の
如き比較的良道路
を持たない三國が
其の必要を力説し
た點に鑑みても、
道路行政の見地に
於て規律する必要
がある、尤も陸運
行政は鐵道省所管
に移つたけれ共、
陸運行政の全部が
鐵道省に移された
のではなく、陸運



(二) 危い地下鐵工事

お蔭で電車は立往生
道路交通は杜絶、附
近の博品館やら其の
他の商店は休業、警
視廳は慌てゝ代用道
路の選擇やら交通整
理に馳け廻る騒ぎ。
是ても地下鐵道は道
路に無關係ぢや、道
路に鐵道を敷設して
ゐるのでは無いと、
力むで見ても世間は
許すまい、小さな鐵
道だけの見地で社會
を眺めるのは危険だ
此慘狀を篤とお覽に
なつて、早く改心し
内務當局の意見に従
ひなさい。

行政中の道路に
關しては自然内
務省の權限に在
るのであるから
自動車道を何れ
の省に於て所管
するやは、既に
定まつてゐる所
であつて内務省
所管たる事は、
當然であると言
ふのである。
鐵道省側の言
ふ所に依ると陸
運行政が鐵道省
に於て主管する
やうに爲つたの

は、各省各廳が陸運行政を單獨に執行するのは陸運統一の實を擧ぐる所以でないと云ふのであつた、従つて自動車道

合自動車の經營を前提としてゐる、若し是等のものを内務省が主管すれば、鐵道省は内務省が許した自動車道の上に

を内務省が主管せむとする

は必ず乗合自動車を許さなければならぬことゝ爲つて、

の趣旨に反する

陸運行政統一の實を擧ぐる

のである、殊

に自動車道と

其の上に働く

自動車を分離して考察し

行政せむとする

の通例は兎も

あつて、歐米

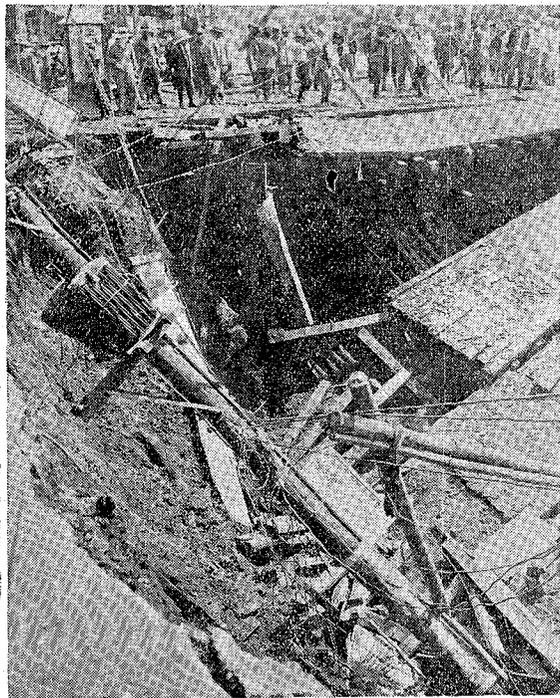
角我國に於ては、

の通例は兎も

乗合自動車が通る所の自動車道を必要とするのであつて、

這般内務省が許した自動車道も矢張り乗

事會は、此争をどう言ふ風に解決したか、仄聞する所に依ると、自動車の一般交通の用に供する道路に關する事務は



(三) 危ない地下鐵工事

陥没した路面には通行人は誰も居なかつた、夫れと言ふのも幸に偶然にも交通巡查がストツプを標示してゐたお蔭だ。會社も此後は工事の施行に注意するが可い道路管理者も自分の道路と言ふことを自覺して、管理の完全を期しなさい。

行政制度

審議會の幹

内務省で主管することゝし、其の開設を内務省が特許する場合は鐵道省に合議することゝ爲つた、又鐵道省の言ふやうな、一個の乗合自動車經營者だけが其の自動車交通の專用に供する道路があるとすれば、夫れは鐵道省が主管することゝ爲つたようだ。

是で永年に亘つて兩省が争つてゐた權限争議は、一と先臆が附いた譯だ、吾人のやうな自動車道に就て何等の利害關係を持たない第三者の見地からすると、始めから内務省の主張してゐる意見が正當のやうに解せられる、鐵道省側の言ふやうな空漠な議論は、立法論としては格別だが、實際現時は内務省が道路を主管してゐるのであるから、其の點を改正しないで普通道路と一體視すべきものを態々分離して行政せむとするのは不合理である、殊に自動車道を目して乗合自動車經營者が主として使用するものであると解してゐるのは、不用意極まる議論であつて、畢竟幹事會の決定は落附く所に落ち附いたものと評して可い、併し往々にして愚論に禍さるゝ今日、此事件を茲までに解決して呉れ

た幹事會諸氏の賢明を賞へると同時に、此論争に盡力された内務省の宮崎土木局長丹羽道路課長に深甚の敬意を表して已まない。

x x x x

自動車道問題と肩を並べて兩省が争つてゐたものに、専ら道路地下に敷設する所謂地下鐵道の準據法の問題があつた、之も亦審議會の幹事會で決定された。

従來鐵道省は、道路地下は道路ではない、従つて地方鐵道法に依つて規律すべきものだと言ふ見解の下に、どしどし地下鐵道を許し、大阪市營の地下鐵道だけは軌道法に依つて内鐵兩省が許した外、他のものは總て地方鐵道法に依つて免許した、内務省は専ら道路地下に敷設する鐵道は、所謂道路に鐵道を敷設するものだと言ふ見解の下に軌道法説を採つて譲らなかつた、道路非道路に就て兩省の書記官やら事務官が、法理論を以て争つたものだ、其の争が遂に當じて内務省は、假令鐵道省が許した地方鐵道であつても、此種のものには軌道法に依らなければ、道路に關する工事は

占用を許さないと云ふ所にまで陥つた。

幹事會の決定を仄聞すると、道路面を掘鑿して工事を執行し路面の下に鐵道を敷設するのに、道路に無關係であると言ふ鐵道省の意見は無理だ、又鐵道省が既に地方鐵道法に依つて免許してゐるものを、今更軌道法に準據せなければ道路の工事又は占用を許さないと云ふ内務省の意見も亦行き過ぎてゐると言ふことであつたそうだ、此争に對しては既に鐵道省が免許したものに對しては其の儘効力を認め、其の工事の施行に就ては鐵道省から内務省へ相談すれば可い、併し將來道路下に敷設する地下鐵道を免許するときは必ず軌道法に準據すべきものである、と言ふことに決定し、成るべく早く地下鐵道に關する適當の法制を定めると言ふことで梟が附いたさうである。吾人は此問題が容易く解決したことを斯業發展の爲に喜ぶのである。

◎地方長官會議

恒例地方長官會議は去る十四日より開會された、北海道

廳長官を始め各府縣知事それに殖民地知事も參加して、初夏六月の中央を賑かした、そう言ふと何だか大袈裟だが各長官が官費支辨の自動車を使用することに依つて、昔の大名行列見たいな感を起さしむるからである、型の通り初日は田中首相の訓示があつた。

田中首相訓示

内外諸政一般

一 帝國と各締盟國との關係は益々親睦を加へ、支那政局も最近著しく面目を改め、日支關稅の取決めを始め多年我國との懸案に屬する諸問題の解決を見たるは愈々兩國の親密を増したる所以にして、我支那駐紮全權公使は去る二日信任狀を國民政府首席に捧呈し國交茲に全く常軌に復しました、私は切に隣邦の堅實なる發達を祈り相提携して共存共榮の實を擧げんことを望むものであります。

一 第五十六議會に於て政府の諸政策竝に施設を遂行すべき昭和四年度豫算案及び幾多の重要法律案が貴衆兩院の協賛を経て、とは多年の主張を貫徹する上に益々自信を鞏ふするものがあるのであります、政府はこれより一意専心諸政策の効果を收め以て國民の要望に副ひ、國家の隆昌を致さんことを期する決心で

あります。

民心の作興

一 民心を作興し思想の頹廢を防止することは現時の風潮に於いて最も力を注ぐべき點であります。民心の頹廢は信念の喪失から來るものが多いのであります。國民本然の意識を刺戟して其傳統の精神を勇敢にし、勇敢爲の氣象を養はしむる事は現下政治の要諦であります。即ち物質上精神上の諸政策はすべて民族の傳統と國民の特性とに立脚して國家と人民とに適應したる効果を期せねばなりません。政府は深く思を茲に致し殊に重きを青年學生の教育に置き其刷新と擴充とを怠らないのであります。又各方面の政策と施設に於ても始終國民思想の善導を旨とし、苟も我國體の精華を蔑視し國民精神の光輝を無視して危激不淳に傾くものに對しては斷乎たる處置に出で、國民各々反省戒愼し其の身心と共に健全ならしめ、相勵まして國運進展の基を鞏ふせしむることを期するものであります。

自治權の擴張

一 地方自治の發達は現政府の最も主張するところであります。近時國民政治思想の進歩と自治訓練の實績とは共に顯著なるものがあります。即ち之に適應して自治權の擴充を圖らんが爲今次地方制度を改正した次第であります。従つて之が爲自治當局

者の任務はいふまでもなく自治に對する國民の責任も亦一層の重きを加へた次第であります。地方全般が能く制度の運用に習熟するやう、常に自治權擴充の精神を發揮せしめん事を期せしむると共に汎く一般に改正法の趣旨を徹底せしめ、以て堅實なる自治の發達を圖られんことを望むのであります。

産業の振興

一 一般産業の振興に就ては政府は工業上の諸施設と相俟つて工業及び農村諸政策の堅實なる遂行を期し、都市の著しき發達に伴ふて地方町村の開發をも助長せしめ、仍て以て文化の偏重を矯めんことに努めてあるのであります。此際諸君はなるべく地方費膨脹の傾向を抑制し、甚だしく負擔を加重せしめざるやう努力せられんことを希望する次第であります。

一 我財界は一昨年の大恐慌以來官民協力、善後處置其の宜しきを制したるため金融機關を初めとして一般事業界も着々整理復興の緒に就くの傾向を呈し、幸ひ貿易の如きも漸次順調に向ふの趨勢を示して居ります。尙政府に於ては産業貿易の振興、殊に中小工業の金融通達等に關しては新たなる施設計畫を進めてゐる次第であります。

拓務省の開設

一 政府は本年度より新に拓務省を置き現に拓務省を開始し、朝

鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島の統治事務を統轄し、移植
 民事業及び海外に於ける企業等に關する諸般の事項を處理せし
 むることとなつたのであります、此省務事務に關しても今後諸
 君の協力に俟つところ至大なるものがあると信じます。(下略)
 批評をされるとお叱りを蒙るかも知れないが、餘り平凡に
 過ぎる心持がする、何世紀か前に、平凡の善政と言ふ言葉
 が流行した、其の時代に逆轉したのか夫れとも新政策がな
 いことを證據立てゝゐるのか判らぬ、併し考へやうに依つ
 ては無爲とも天下平穩の證據とも言へよう、之をしも眞面
 目に聞かなければならぬ長官連も心苦しいことであつたで
 あらう、翌十五日は望月内相から訓示があつた。

望月内務大臣訓示

今回各位の御會同を煩はし内政諸般の事項に關し茲に重ねて所
 見の一端を陳ぶるの機會を得ましたことは誠に欣幸とする所で
 あります

長くも 今上陛下昨秋曠古の大典を擧げさせらるゝや優渥なる
 勅語を賜ひて我國體の淵源する所を昭示せられ又御躬ら敬神崇
 祖の洪範を垂れさせ給ふ 聖旨宏遠誠に感激に禁へざる所であ
 ります當時全國津々浦々に至るまで齊しく敬虔奉祝の至誠を捧

げて寶祚の無窮を祈念し眞に舉國一心君民一體なる國體の精華
 を發揚し 皇徳の愈々宇内に光被するに至りましたことは各位
 と共に衷心より欣慶に堪へない所でありませう我等臣民たるもの
 深く 聖旨を奉體し益々國民精神を涵養作興して國力の充實國
 運の伸張に努め大に皇基を振起し 聖恩の萬一に報效すること
 を期せなければならぬと信ずるのであります。

神社行政の振興に關しては屢々訓示する所がありましたが政府
 は愈々近く神社制度調査會を設置して神社制度の整備を期し以
 て神社行政の振興を圖らむとするのであります 各位に於ても
 能く政府の意の存する所を諒とせられ一層敬神思想の涵養と神
 社行政の振興とに努められむことを希望致します。

神宮式年遷宮は御承知の如く二十年毎に行はるゝ 皇祖奉齋の
 至重なる祀典であります今や新殿の御造營工事も漸次進行致し
 本秋を以て遷行の大祭を舉行せらるゝのであります此の盛儀に
 方りまして國民齊しく奉賀の至誠を致すべきは勿論であります
 が更に進で一層神宮奉齋の意義を一般に徹底すべきやう各位に
 於ても適宜の措置を執られむことを望むのであります。

府縣制及市制町村制等の地方制度に關する改正法律は第五十六
 回帝國議會の協賛を経て既に之が公布を見たのであります今次
 の改正は一に國民政治思想の發達と自治訓練の實績とに徴し之
 に依りて自治權を擴充し地方自治體の健全なる發達を期せむと

するのであります故に自治に對する國民の負擔は此の改正に依りて益々重きを加へたと同時に執行の局に當り監督の任に膺る者の責務も亦更に一層の重きを加へたことは申すまでもありません而も制度の效果の擧がると否とは一に運用の如何に存するが故に吏僚をして克く制度改正の本旨を會得し之が運用に習熟せしめ實地に施して怠りなきを期せしむると共に改正法の趣旨を汎く一般に徹底せしめ地方自治の發展振作を圖る上に一段の用意と策勵とを加へられむことを望みます

地方財政は近年著しく膨脹致しまして其の負擔は漸く重きを加へ一般國民經濟に及ぼすの影響も亦年と共に甚しからむとするの状況にあります就きましては地方團體に有力なる財源を與へて負擔の軽減と公正とを圖り地方財政の基礎を鞏固にすることは刻下の急務であります第五十六回帝國議會に提出されました地租並營業收益税を國稅より撤廢して地方税に移しまする法律案は審議未了に終りまして之が實現を見るに至らなかつたことは甚だ遺憾に勝へないのであります現下地方財政の内容に十分の査察を加へ其の統制の完備を圖り又經理の實際を究明して其の適正を失はしめざるの途を講ずることは地方自治の健全なる發達を庶幾する上に於て最も重要なりと考へるのであります因て政府は本年度より地方財政に關する調査並監督の機關を特設して之が調査考究を遂げ將來の指針を定めると共に地方を巡

閱して實務の狀況を視察監督せしむることに致したのであります各位に於ても此の趣旨を體せられ地方財政の上に更に一段の考慮を致されむことを望むのであります

地方團體の施設經營が時運の進展に伴ひ益々多岐多端を加ふるに至るのは勢の免れざる所であります固より地方團體の福利の増進を圖るに必要な事項に至りては須臾も之を忽かせにすべからざる所でありますけれども凡そ民力には自ら其の限度があり地方團體の財政も亦之を基礎としなければならぬのであるから地方財政の經理按配は特に深甚の注意を拂ひ緊縮の餘地ある經費に就ては之が節約を加へ其の眞に必要已むべからざる自然的膨脹に對しては可成地方經濟力の自然的發達を以て之に應ずるの途を講じ苟も民力に副はざる負擔を増嵩し財政の不自然なる膨脹を來たすが如きことは嚴に之を避くることを期せられたいのであります此等は往々當局者が事功を擧ぐるに急なる所よりして起ることも少くないと考へますから此の如き事は特に戒慎を要することゝ考へます尙其の團體の財政が既に窮迫を告げ若くは負擔苛重に過ぐるの虞ありと認めらるゝが如き地方に在りては速に財政整理の爲め必要な手段を講じ財政の基礎を確立せしむるやう深く留意を望む次第であります地方債も亦比年増加の傾向でありますが地方團體に於て起債計畫を樹つるに方りては之を財源とする事業の要否は勿論財政の上に慎重の考

慮を加へ特に償還計畫の確實を期し果を將來に及ぼすが如きことなきやう致されたいのであります各位能く此の趣旨に則り管下公共團體に對し指導其の宜しきを制せられむことを望むのであります

警察の職司は公害を艾除し社會の康寧を保持するに存しますが故に法令を執行し非違を檢按するに於て苟も假借する所あるを許さないものであります乍併警察事務の執行は國民の權利自由に至大の關係を有するのであるから事に處するに方り必要の限度を超えて制壓を加ふるが如きことは絶対に避くべきであると考へます近時警察事故愈々繁多となり警察官吏の苦心は洵に諒とすべきではあるが若し職務に熱心なるの餘り處置其の道を得ず或は裁斷其當を失するが如きことあらば假ひ其れが一警察官吏の所爲であつても之が爲めに一般の誤解を招き延ては警察の威信を損するの結果となるを以て特に周到の注意を怠らぬことに致したいと考へます

最近社會運動の實狀を觀れば一部共產主義系に屬する急進分子竝に其の團體に於ては往々國家を無視し詭矯過激の宣傳又は不穩なる策動に出づるものがあります苟も國家存立の基礎を危殆ならしむるが如き虞ある思想行動は斷乎として之を排撃し其の勳滅を期さなければなりません政府に於ては曩に特別高等警察組織を充實致し中央地方互に呼應聯繫して此の種運動の傾向に

對して具さに不斷の查察警戒を加へつゝある次第であります昨年秘密結社日本共產黨の檢舉を行ひ更に之と緊密なる關係を有する勞働農民黨外二團體の結社禁止の處分をなして以來險惡なる左翼運動は漸次其の勢力を失ふに至つたのであるが尙一部の極左指導分子は更に巧緻の運動を以て其殘黨を叫合し極めて隱微の裡に不穩なる行動を執りつゝあるのでありますから各位に於ても此の際一層是等運動の豫防と根絶とを期し適切敏活なる措置を講じ人心の安定と社會の健全なる發達との爲に格段の努力を傾倒せられむことを切望する次第であります

現下の社會狀態を察するに詭激の思想荒類の習風漸く瀰蔓し而も生活の困苦を訴ふる者益々繁からむするのであります政府は國民思想の健全なる發達を期すると共に各種の社會政策を實行し防貧竝に救貧の實を擧げむことを圖り國民生活の安定を期しつゝある次第であります第五十六回帝國議會の協賛を経たる救護法に之に依て貧困の爲に生活することの出来ない老弱者幼者妊産婦不具癡疾者及傷病者等を救護せむとするものであつて家族制度及隣保相扶の美風と相俟て現下社會の實情に應じて其の成果を收めることを期するに外ならぬのであります本法は昭和五年度より施行致したき考で目下準備を爲しつゝある次第でありますが其の實施に際しては更に考慮を煩はずの機會あることと考へます融和事業に關しましては各位の努力に依り其の實

續漸く見るべきものがありますけれども、斯業促進の要尙甚だ緊切なるものあるを覺えるのであります。各位は叙上の實情に稽へ各種の社會政策的施設の遂行竝に國民融和の實現を圖るに於て各々適切なる方途を講ぜられむことを望みます。

國力の發展を期せむが爲道路を改良して近代交通の要求に備ふるの緊要なることは言を俟たざる所であり、因て政府は從來の道路費補助の制度を擴張して、地方開發上重要な地位を占むる府縣道の改良に對しては、新に補助を爲すの途を開き、其の事業を助成せむとする次第であります。各位は交通の現在と將來とに亘りて慎重なる考究を遂げ、産業振興上最も必要なるべき路線を選擇して、之が改良に盡力せられむことを望むのであります。尙其の改良完成の曠に於ては、之が維持管理に關し、特段の注意を拂はれ、益々道路改良の効果を完からしむるに努められむことを望むのであります。

我邦保健衛生上の施設は近時漸く其の面目を新にせるの觀あるに甚だ喜ぶべきことであります。が、現下國民の健康狀態に徴する時は、之が施設の充實改善を要するもの極めて少くないのであります。殊に救療施設に至りては未だ多く語るに足らざるの狀態を續け、貧困者は動もすれば現代醫學の恩恵に浴し得ざることは洵に遺憾に堪えませぬ之が普及徹底を圖ることは、刻下喫緊の要務と謂はなければならぬのであります。政府が今般恩賜濟生會に國

庫補助金を交付し其の施設の擴張に資せしめましたのも實に此の趣意に出たのであります。各位に於ても保健施設の改善に就き今後尙一段の御努力を望みます。尙保健衛生の施設を完全にすると同時に國民の心身鍛練に就て其の必要を痛感致します。其の施設内容が身體精神の兩方面に涉り剛健學實を期するの道に於て適切なりとするものに對しては、其の助長につき弊害の伴はざる限り相應の考慮を煩はしたいと思ひます。

以上は内務行政に關する所見の概要を申述べたるに過ぎませぬ。凡そ官職に在る者が行政の實績を擧ぐるの要諦は一に公道に基き國家民人の福利を進むることを標的として、苟も偏私に流れず、情實に囚はれず人に接するや懇篤親切事に處するや敏捷簡明以て其の本分を盡すことに存するのであります。國運の隆昌と日進の大勢とに伴ひ益々庶政の刷新更張を圖らなければならぬ今日でありますから、此上とも各位の協力に依りて秩序あり根柢ある行政の實績を擧げ以て昭和の盛代に貢獻せむことを期するのであります。各位克く此の意を諒とせられ一層御努力あらむことを切望致します。

我が路政のことに就ても少しばかり訓示されてゐるが、之も亦月並式のもので、彼は批評するだけの價値はない、昔の長官會議は隨分中央政府の意見に反對して諤々の議論

を出した想だが、近頃は自衛上そんな野暮なことをする長官は一人もゐない、殊に今歳は會議以前に恒例的に行はれる長官の異動が、會議後に譲られてゐると言ふので一層温順であつた。

其の他各省大臣も訓示をしたが、訓示するのか招待してゐるのか判らない程度のものであつた、去年は行政長官として権限を超越したやうな訓示をした小川鐵相も、今年はその権限の範圍を知つたものか、鐵道大臣らしい訓示をした、其の要旨は路政に餘り關係が無いとは言へないから紹介する。

小川鐵道大臣訓示

國運の進展に伴ひ鐵道省が交通機關の整備、諸施設の改良、新線の建設を圖り以て社會交通の便宜を増進することに常に努力致せることは各位の承知せらるゝ所と信じます、但鐵道の財政は必ずしも豊富でありませぬが爲めに常に節約を旨と致し緩急を圖りて計畫を進めて居ります、従て各地方の要望あるひは之を充足し得ざる場合もあると考へますが、各位はこれ等の事情を諒とせられて我國有鐵道の事業の遂行業務の進歩改善のため

に援助せられんことを希望する次第であります

○ 客年十一月政府は行政制度審議會の決議を參酌致し陸軍事業の監督に關する事務はこれを遞信省より鐵道省に移管しこれが實施に必要な法律案竝に豫算案を提出致し第五十六回帝國議會の協賛を得ました、依て鐵道省は監督局をして管掌せしめ同局に陸軍課を新設致したのであります、抑陸運監督の事務を鐵道省に移管致したるゆゑんものは陸上における各種運送機關の整備と陸上交通の圓滿なる發達とを圖るの要甚だ切なるものあるを認めたるがためであります、最近各種陸上交通機關發達して殊に自動車輸送の進歩著しきものあるは御承知の通りであります、これ等の交通機關をして各その特色を發揮せしめ輸送の分野を明かにし以て陸上交通の進歩を圖りこれが圓滿なる發達を期するは最も緊要のことでありまして鐵道省をして陸上交通行政の統一助長を爲さしめるは最も機宜を得たものと認めた次第であります

○ 余は右様の趣旨に鑑み陸運事業の發達助長に關する各般の調査を爲さしめ必要ある場合には法規の制定または改廢をも致し度い考へてありますがこの際最も各位の留意を希望するのは自動車と鐵道若は軌道との行政關係であります、則ちこの三者の關

係を適宜に按配致し各その機能を發揮せしむることが陸運の進歩産業の開発上極めて重要なことと考へます、故に各位が直接自動車營業の許否及監督を實行せらるゝに當りてはこの點に就て深甚の注意を拂はれ鐵道及軌道と共に自動車發達の促しその間に甲乙あるべからざるやうせらるゝことを切望するのであります、たゞ三者相互の間におきまして無益の競争を惹起するが如きは努めてこれを防がなければならぬのでありますから従てあるひは鐵道若くは軌道を偏重して却て自動車の發達を阻害しあるひは自動車の助長に偏して爲めに既設の鐵道若は軌道を疲弊せしむるが如きことを招來致す恐れあることはこれを避けなければならぬのであります、これが爲に無益の資本を投下せしむるが如き結果に陥らざるやうに致し度いと考へるのであります

内務大臣から指示された事項も、例年とは違つて極めて妙い、其の内容も極めて平凡である、平凡政治の顯はれと言ふのだらう、土木行政乃至は路政に關係あるものを紹介する。

河川調査ニ關スル件

國ニ於テ改修工事ヲ直轄施行シツ、アル以外ノ河川ハ今日全ク地方ノ獨力經營ニ委ネラル、ト雖直轄河川ノ上流又ハ支流川ニ

關シテハ本川ノ改修ト相俟ツテ付帶的ニ改良工事ヲ施行スルノ緊要ナルモノ少カラス又直轄河川ニ關シテハ大正十年臨時治水調査會ニ於テ之カ選擇ニ就キ議決スル所アリシト雖其後ニ於ケル事情ノ變遷ニ顧ミ新ニ取捨選擇ヲ要スルモノナキニアラス尙又用排水幹線改良助成事務ト河川ニ關スル事務トノ權限整備ノ結果府縣ニ於テ改良工事ヲ施行スル河川ニシテ國ノ助成ニ俟ツヘキモノ多々アルヘシ此ノ際は等河川ニ就キ速ニ基本調査ヲ遂ケラレ治水及利水計畫ノ樹立ニ遺憾ナキナ期セラレタシ

地方費ノ負擔區分ニ關スル件

國費ト地方費トノ間又ハ地方費中府縣費ト市町村費トノ間ニ於テ各其ノ負擔區分ヲ適正ナラシムヘキコトニ關シテハ曩ニ屢々訓示又ハ指示セル所ナルモ地方財政ノ實狀ニ徴スルニ往々ニシテ此ノ區分ノ適正ヲ誤リ府縣費ヲ以テ支辨スヘキ施設ニ對シ多額ノ寄附ヲ求メテ梗塞セル市町村ノ財政ヲ壓迫シ若ハ之ニ反シテ市町村ノ負擔ヲ適當トスル事業ヲ府縣ニ於テ經營シ或ハ之ニ多額ノ補助ヲ與ヘテ府縣財政ヲ累ハスカ如キコトアルハ地方財政ノ整理上甚々遺憾トセサルヲ得ス各位深ク此ノ點ニ留意シ地方費負擔ノ區分ヲ適正ナラシメ以テ地方財政ヲ堅實ナラシムルコトニ力ヲ致サレタシ

地方債ニ關スル件

地方債ニ關シテハ屢々訓令通牒アリタルニ拘ラス近時地方財政

ノ膨張ニ伴ヒ動モスレハ其ノ性質上經營收入ヲ以テ支辨スルヲ適當ト認メラル、經費ノ財源ヲ起債ニ求メ又ハ地方債増嵩ノ結果之カ償還ノ爲殆ント課税ノ餘力ヲ存セサルニ至リ若ハ溢リニ其ノ償還財源ヲ不動産ノ賣却代金ニ求ムルカ爲其ノ償還計畫ニ齟齬ヲ來ス等洵ニ憂慮ニ堪ヘサルモノト渺カラス此ノ如キハ地方財政ノ堅實ヲ期スル上ニ於テ甚遺憾ノ次第ナルニ付特ニ注意セラレタシ

◎産業道路選擇標準の協議

産業道路費豫算實行の責ある内務省土木局では、六月下旬以來宮崎土木局長を始め、中川技監、丹羽道路前川第一技術の各課長其の他關係官が屢々集合して、産業道路採擇標準に就て協議してゐる、仄聞するところによると、産業道路計畫に於て豫定された千五百里を各府縣に配分する標準と、本年度豫算二百萬圓を配分する標準とを決定せむとするのであるそうだ。

まだ確定議と爲つた譯ではないが、千五百里配分の方法としては、各府縣に於ける指定府縣道の延長、一方里當人

口、面積、自動車數及生産額を標準として各府縣に配分するを原則とし、各府縣毎に於ける指定府縣道の五割に該當する里數を最高限度とし、指定府縣道の二割五分に相當する里數を最低限度として、之を按配せむとする案が最も有力である。即ち原則に依つて算出された里數が最高限度標準に超過するものは最高限に止め、又最低限度に達しないものは其の限度まで引き上げ、兩限度の中間に位するものは其の延長の多少に逆比例して相當里數を振り當てるのである、又二百萬圓の配分は、以上の標準と各府縣の昭和三四兩年度に於ける産業道路費豫算を標準として配分額を決定し、此範圍に於て補助すべき道路を選擇せむとする方針であるらしい、尤も道路の選擇に就ては地方意見を聽取する必要があるので、配分方針確定の上は更に地方廳に照會するそうである。併しながら餘り小さな工事に對しては補助しない方針で、一箇所の工費三萬圓以下のものは協議されないそうである。

◎土木主任官會議の豫報

恒例に依る道府縣土木主任官會議は、地方長官會議やら警察部長會議の後で開會されるのだが、本年も其の例に依つて開會するか否か、問題と爲つてゐる。併し産業道路の選擇は地方事情を聽かなければならぬので、七月中旬頃に開會して意見を聞くと言ふ説が相當に強いから多分開會することゝ爲るであらう、開會することに決定すれば、重要な問題を提出して、例の土木部新設の場合に於ける部長候補者を選択するであらうと傳へられてゐる。

路線認定の認可不要論

此間開かれた地方長官會議で、事務簡捷の意見を言ふ積りであつたのだらうか、九州のある知事さんが、府縣道の路線認定なぞで内務省が愚圖々々言ふのはケンシカラン、地方のことは地方へ任せて呉れ、と、さも得意さうに喋つた想だ。之を聞いてゐた内務省の宮崎土木局長、お説は御尤のやうであるが、認定の實際を見ますと、随分いかゞばしい處に路線を認定して道路を憶えずに放任して置く府縣が随分多いやうだ。アナタの縣も確か道路の公用を開始してゐない路線が随分あつたかのやうに記憶してゐる、夫れ等のことを監督する爲に設けられた認可制度だから夫れを廢止する譯には參りませぬ、と、答辯した。

側で此問答を聽てゐた某高官、土木局長の答辯は、アナタのやうな知事があるから認可制度を廢止することが出来ないと言はねばかりだつた、と之を亦聽き傳へた某、そも其の筈さ、昔は某縣の所謂三大架橋を廢止して非難を受けた知事だもの、そんな事を言ふ位は何とも思つてゐない、と、省内雀の噂を其の儘。